

社会福祉法人大地 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人大地の役員及び評議員等の報酬等について定めるものである。

(定義)

第2条 本規程でいう役員とは、理事及び監事をいう。

(理事会及び評議員会の出席報酬等)

第3条 理事及び監事が理事会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。なお、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
理事会出席報酬等	20,000 円以内	20,000 円以内

2 評議員が評議員会に出席したときは、次により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。また、同日にあわせて法人の業務を行った場合であっても、第4条の報酬及び実費弁償費はこれを支払わないものとする。

	報 酬 (日額)	費 用 弁 償 (日額)
評議員会出席報酬等	10,000 円以内	10,000 円以内

3 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(役員及び評議員の勤務報酬等)

第4条 理事長が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

2 理事が、理事会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合、または評議員が、評議員会以外の日において理事長の命を受けて法人及び施設の運営のための業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

3 監事が理事会及び評議員会以外の日において、法人及び施設の指導検査への立会及び運営状況の指導または監査の業務にあたった場合は、別表1により報酬及び実費弁償費を支払うことができる。

4 交通費の実費が、実費弁償費の額を超える場合には、その実費とする。

(出張旅費)

第5条 役員及び評議員が、法人業務のため出張する場合は、次により報酬及び旅費等を支給することができる。

旅 費	宿泊費(日額)	報酬(日額)	そ の 他
実 費	実 費	実 費	実 費

2 業務遂行に必要な経費は、実費を原則として支給できる。

4 旅費は実情を考慮し、増額することができる。

5 旅費等は原則として、出張終了後支払うこととするが、必要により事前に概算額を支払い、出張終了後精算することができる。

(兼務役員)

第6条 施設の職員を兼務する役員は、施設の職員としての業務を除く法人職務に限り、この規程を適用することができる。

(月例支給及び年俸)

第7条 常勤の理事、及び監事(常勤役員)の年俸の額は、次の各号に掲げる月例支給額とする。

- | | |
|------------|-------------|
| 1. 理事長 | 800,000 円以内 |
| 2. 理事(施設長) | 350,000 円以内 |

(通勤手当)

第4条 常勤役員の、通勤手当は、法人職員の給与規定に準じる形で支給する。

(報酬の支給定日及び支給方法)

第6条 常勤役員の報酬の支給方法は、次の表のとおりとする。

区分	支給日	支給額
月例支給	毎月 20 日	月例支給額、及び通勤手当を合計した額
季例手当	6 月	月例支給額に、100 分の 200 を乗じて得た額
	12 月	月例支給額に、100 分の 200 を乗じて得た額

3 第1項に規定する季例支給の額は、業務の実績に関する評価の結果を勘案し、その役員の実績等に応じ、理事長がこれを増額し、又は減額することができる。

(報酬の日割計算)

第7条 年度の途中で新たに就任したときはその日以降について、離職又は死亡したときはその日までについて、その年度の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割計算によって年俸を調整する。この場合において、調整額は、直近の月例支給定日又は季例支給定日に支給し又は返納を求めるものとする。

(端数の処理)

第8条 この規程の各条項の定めによって算出した額に 50 銭未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨て、50 銭以上 1 円未満の端数があるときは、その端数は 1 円として計算する。

附 則

この規程は、平成 29 年 6 月 11 日より適用する。

別表1

名 称	報 酬	実費弁償費	備 考
理 事 長 業 務 報 酬 等(日額)	20,000 円以内	20,000 円以内	
理 事 業 務 報 酬 等(日額)	20,000 円以内	20,000 円以内	
監 事 監 査 指 導 報 酬 等(日額)	20,000 円以内	20,000 円以内	
評 議 員 業 務 報 酬 等(日額)	10,000 円以内	10,000 円以内	